

# 文教厚生委員長報告

令和7年12月18日

今期定例会において、文教厚生委員会に付託を受けました議案10件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第109号、西都市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法等の改正に係ることも誰でも通園制度の創設に伴い、所要の整備を行うものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号、西都市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてであります。

本案は、児童福祉法等の改正に伴い、所要の整備を行うものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第116号、令和7年度西都市一般会計予算補正（第7号）について、本委員会に付託を受けた部分についてあります。

歳出について主なものは、民生費に介護給付費・訓練等給付費、衛生費に医療機関開設等支援事業補助金などの予算が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、ある委員より、「付託を受けた予算補正の内容は、いずれも必要なものであり賛成したい。特に、地域医療対策費において、医療機関開設等支援事業補助金1,000万円が補正されていることについて、期待を込めて賛成したい。これは、来年3月末をもって閉院をされる市内の小児科医院を承継してもらうための予算補正である。

当局の説明では、『現段階においては、来年4月からの開業に向け、期待できるところまでは進んでいると考えている。』との答弁がされていることから、安心をしているが、小児科医院の承継は、市民の皆さんのが強く望まれるところであるので、必要な予算措置と支援対策をしっかりとっていただき、必ず、小児科医院の承継が実現するよう強く要望しておきたい。』

との賛成討論があり、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査にあたり、次のような意見・要望がなされましたので、ご報告いたします。

「妻北小学校トイレ洋式化事業については、繰越明許補正がされているが、一日も早く事業に着手し、早期完成を強く要望したい。」

「西都市中学校地域運営協議会補助金が提案されているが、柔軟な協議会の運営がなされること、また必要な予算措置を図ることを要望したい。」

「令和8年度に予定されている『子ども・子育て支援金制度』に伴うシステム改修の予算が提案されているが、制度開始に当たっては、市民の負担増につながらない対策を強く要望しておきたい。」

「フッ化物洗口に伴う洗口液及び専用ポンプ購入費について債務負担行為補正がされている。報告では、洗口を辞退する児童生徒が1割以上あるとのことであった。フッ化物洗口による虫歯予防効果を積み重ねることで、普及に尽力していただくことを要望しておきたい。」

との意見・要望がありました。

次に、議案第117号、令和7年度西都市国民健康保険事業特別会計予算補正（第3号）についてであります。

本案は、保険給付費など、総額1,931万2千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号、令和7年度西都市介護保険事業特別会計予算補正（第3号）についてであります。

本案は、保険給付費など、総額1,292万4千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決

の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号、令和7年度西都市後期高齢者医療特別会計予算補正（第2号）についてであります。

本案は、総務費に210万7千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第122号、財産の無償貸付についてであります。

本案は、養護老人ホーム静和園の用地として利用するため、市有財産を無償貸付することについて、議会の議決を求めるとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第124号、西都市スポーツ施設（屋内）の指定管理者の指定についてであります。

本案については、種々質疑の後、ある委員より、「本案は、西都市スポーツ施設である市民体育館、市民弓道場、市民武道場の管理を行わせるものを指定しようとするものであり、指定管理者となる団体の名称は特定非営利法人ブレインストーム、指定期間は令和8年4月1日から令和11

年3月31日の3年間とのことである。

審査に当たっては、指定管理者選定委員会の委員長である川井田副市長に出席を求め、『指定管理の目的と費用対効果』、『同法人選定の理由と期待すること』、『同法人の管理実績』、『指定管理期間を3年とする理由について』、『指定管理に対する行政としての姿勢』、『指定管理に係る基本情報等』について質問をし、それぞれ明快な見解をいただいたところであり、十分に理解が得られたので賛成したい。

提案のスポーツ施設は、様々な団体等が利用されるので、より親切な対応に心がけていただき管理運営に当たっていただくよう行政としての指導援助を強く要望しておきたい。」

との賛成討論があり、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第125号、西都市民会館の指定管理者の指定についてあります。

本案については、種々質疑の後、ある委員より、「本案は、西都市民会館の管理を行わせるものを指定しようとするものであり、指定管理者となる団体の名称は株式会社エフエンタープライズ、指定期間は令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間である。本案については、これまでの10年間の指定管理の実績を踏まえ賛成するものである。」

本案の審査に当たっても、指定管理者選定委員会委員長である川井田副市長に出席を求め、『指定管理者指定の選定に当たって、5年間の実績をどのように評価されたのか』、

『これまでの実績を踏まえ、次の5年間の管理運営に、何を期待をされるのか』、『市民会館は、本市にとって文化活

動の基本施設であることから、西都市、教育委員会との連携強化が強く求められている、との立場から、審査委員長としての見解』、また、『審査に關わる詳細な基本的情報等』について質疑を通じて確認をしたところ、いずれも納得のいく明快な見解をいただいたところである。

株式会社エフエンタープライズは、継続した指定管理者であり、その管理運営は特に心配することはないが、市民会館は文化活動の拠点施設であると同時に、災害時には避難所となるだけに、管理者任せにならず、日常的に意見交換を行うなど、その役割を果たすことが出来るよう、より一層の支援体制を強く求めておきたい。」

との賛成討論があり、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第126号、西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更についてであります。

本案は、審査会の委員の定数及び合議体を拡充し、事業の効率化を進めることに伴い、規約の一部を変更する必要が生じたため、関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。